

平成23年
第1回

定例会会議録

平成23年2月22日 開会
平成23年2月22日 閉会

東京たま広域資源循環組合議会

平成23年第1回東京たま広域資源
循環組合議会定例会会議録

目 次

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した者	2
開会	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
管理者報告	4
議案第1号 専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて	14
議案第2号 東京たま広域資源循環組合組織条例の一部を改正する条例	16
議案第3号 平成23年度東京たま広域資源循環組合負担金について	20
議案第4号 平成23年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算	20
議員提出議案第1号 東京たま広域資源循環組合議会傍聴規則の一部を 改正する規則	36
閉会	37

平成 2 3 年第 1 回 東京たま広域資源
循環組合議会定例会議事日程

平成 2 3 年 2 月 2 2 日 (火)

午後 1 時 3 0 分

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 管理者報告

日程第 5 議案第 1 号

専決処分（東京たま広域資源循環組合職員への給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

日程第 6 議案第 2 号

東京たま広域資源循環組合組織条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 3 号

平成 2 3 年度東京たま広域資源循環組合負担金について

日程第 8 議案第 4 号

平成 2 3 年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算

追加日程第 1 議員提出議案第 1 号

東京たま広域資源循環組合議会傍聴規則の一部を改正する規則

出席議員

第1番	水野 淳 君	第2番	岩元 喜代子 君
第3番	与座 武 君	第4番	吉野 和之 君
第5番	山井 正作 君	第6番	市川 一徳 君
第7番	友清 節子 君	第8番	小林 市之 君
第9番	おく 栄一 君	第10番	森戸 洋子 君
第12番	古賀 壮志 君	第13番	熊木 敏己 君
第14番	木村 徳 君	第15番	石塚 陽一 君
第16番	小野沢 久 君	第17番	佐々木 貴史 君
第18番	関田 正民 君	第19番	渋谷 のぶゆき 君
第20番	桜木 善生 君	第21番	天目石 要一郎 君
第22番	小林 憲一 君	第23番	荒井 健 君
第24番	露木 諒一 君	第25番	酒井 豪一郎 君
第26番	近藤 浩 君		

欠席議員

第11番 斉藤 一夫 君

説明のため出席した者

管理者	黒須 隆一 君	副管理者	竹内 俊夫 君
副管理者	星野 繁 君	副管理者	馬場 弘融 君
事務局長	桜井 政人 君	総務課長	諸角 恒男 君
参事兼事業課長	土岐 道夫 君	参事兼環境課長	北田 真吾 君
参事兼企画調整課長	松村 一秀 君	管理センター長	志田 雄一 君
エコセメント担当参事	保泉 正雄 君	搬入廃棄物適正化担当課長	内田 宏康 君
会計管理者	橋本 辰夫 君		

職務のため出席した者

書記	川上 吉晴 君	書記	飯田 洋 君
書記	永山 祐介 君	書記	相良 勝仁 君

平成23年第1回東京たま広域
資源循環組合議会定例会会議録

日 時 平成23年2月22日（火）

午後1時30分

場 所 東京自治会館大会議室

午後1時25分開会

○議長（水野 淳君） 定刻前ですが、全員おそろいのようにございますので、始めたいと思います。

ただいまの出席議員は25名であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年第1回東京たま広域資源循環組合議会定例会を開会いたします。

冒頭、会議に先立ちまして、1名の議員が今回の定例会より交代いたしましたので、ここで自己紹介をお願いいたします。

25番、西東京市、酒井豪一郎議員。

○25番（酒井 豪一郎君） 西東京市の酒井豪一郎です。よろしく申し上げます。

○議長（水野 淳君） ありがとうございます。

続きまして、会計管理者並びに幹部職員の異動がありましたので、事務局より紹介願います。

事務局長。

○事務局長（桜井 政人君） 前回の定例会以降、異動となりました組合職員を紹介いたします。橋本辰夫会計管理者でございます。

○会計管理者（橋本 辰夫君） 会計管理者の橋本でございます。よろしく申し上げます。

○事務局長（桜井 政人君） 諸角恒男総務課長でございます。

○総務課長（諸角 恒男君） 諸角です。よろしく申し上げます。

○事務局長（桜井 政人君） 内田宏康搬入廃棄物適正化担当課長でございます。

○搬入廃棄物適正化担当課長（内田 宏康君） 内田です。どうぞよろしく申し上げます。

○事務局長（桜井 政人君） 以上でございます。

○議長（水野 淳君） 紹介は終わりました。

それでは、本日の会議を開きます。

[日程第1] 諸般の報告

○議長（水野 淳君） 日程第1、諸般の報告を行います。

当議会の傍聴者数につきましては15名といたします。

また、報道機関の写真、テレビカメラの撮影は、管理者報告及び事務局長の経過報告までとし、撮影位置につきましては、冒頭撮影は自由とし、管理者報告及び事務局長の経過報告は、指定の記者席から行うものとします。

記者の皆様のご協力をお願いいたします。

[日程第2] 会議録署名議員の指名

○議長（水野 淳君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、第9番、おく栄一議員、第19番、渋谷のぶゆき議員を指名いたします。お願いいたします。

[日程第3] 会期の決定

○議長（水野 淳君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水野 淳君） ご異議なしと認め、よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

[日程第4] 管理者報告

○議長（水野 淳君） 日程第4、管理者報告を行います。

黒須管理者。

○管理者（黒須 隆一君） 管理者を仰せつかっております八王子市長の黒須隆一でございます。

す。どうぞよろしくお願ひいたします。

平成23年第1回定例会の開会に当たりまして、一言あいさつ並びに報告を申し上げます。

本日は、組合議員の皆様方におかれましては、ご多用中にもかかわらずご参集を賜りましてまことにありがとうございます。

今定例会は、組合職員の給与に関する条例の改正について、専決処分のご承認をいただくことのほか、合計4件の議案につきましてご審議をお願いするものでございます。

主要な議題といたしまして、まず、平成23年度一般会計予算案がでございます。本予算案は、組織団体が厳しい財政状況にある中において、処分場及びエコセメント化施設の継続性や安定性に配慮しつつ編成し、その結果として、歳入歳出総額113億9,400万円、対前年度比1.7%、1億9,700万円の減額となりました。

次に、有害ごみの焼却灰が当組合に搬入されたことを受け、再発防止を推進するべく組織条例の改正案を提出させていただきました。議案・経過報告等につきましては、後ほど詳細に説明をいたします。

次に、最近の当組合をめぐる状況につきまして、幾つかご報告申し上げます。

初めに、多摩川衛生組合の有害ごみ不適正処理に係る再発防止策についてでございます。

経過と再発防止策については、昨年12月15日の報告書によりお示ししたとおりであります。今回の事件の背景には、多摩地域の自治体に、ごみ処理に対する危機感の欠如があるのではないかと推察しています。

先月の正副管理者会議を初め、今月の事務連絡協議会と理事会につきましても、二ツ塚処分場管理センターを会場として開催いたしました。処分場の開設当時の職員が少しずつ退職していく中で、処分場の現状を改めて認識し、危機感を共有できるよう、このような機会を今後も持ち続けていきたいと思っております。

また、再発防止に向けた具体的な取組としまして、まずは、多摩川衛生組合及び各組織団体、一部事務組合のすべての清掃工場、15工場への立入調査を22年度中に行ってまいります。

次に、環境関係についてでございます。

当組合では、従来から生態系への影響に配慮した事業運営を行っておるところですが、昨年12月に、二ツ塚処分場内の仮調整池でコガモを追いかけるホンドキツネを職員が発見し、その撮影に成功いたしました。お手元に写真があらうかと思ひます。

ホンドキツネは、宅地開発などの影響で減少著しいとされる希少動物であることから、そ

の撮影は処分場内の自然環境を視覚に訴える良い説明材料となります。このホンドキツネの写真は、読売新聞などにも掲載され、当組合は自然環境及び動植物の保全にも力を入れていると報じられました。

組合では、今後とも、処分場内及びその周辺の環境に細心の注意を払い、周辺住民の皆様との信頼関係を保ちながら処分場の運営に努めてまいります。

最後になりますが、各組織団体におかれましては、大変厳しい財政運営を強いられているものと存じます。当組合といたしましても、負担金を効率的かつ効果的に活用して事業を進めてまいり所存でございます。

今後とも、当組合の事業推進に向け、組合議員各位のご理解とご協力をお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが、私からのあいさつ並びに報告とさせていただきます。本日はよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（水野 淳君） ありがとうございます。

続いて、事務局より経過報告の説明を願います。

事務局長、桜井君。

○事務局長（桜井 政人君） それでは、昨年10月議会以降の組合事業の経過についてご報告を申し上げます。

議案書の3ページをお開き願います。

まず、谷戸沢及び二ツ塚処分場に共通する事項からご報告をいたします。

昨年の11月25日に第24回技術委員会を開催いたしました。本委員会では、廃棄物の専門家である委員の方々に対し、谷戸沢処分場やエコセメント化施設を含む二ツ塚処分場、及びその周辺環境の調査結果等について報告を行いました。今回の報告についても、特段の問題はないとの評価をいただいております。

続きまして、谷戸沢処分場に関する事項についてご報告をいたします。

昨年の12月20日に、第28回環境保全調査委員会を開催し、地元日の出町及び第3自治会の委員の方々に対して、谷戸沢処分場及びその周辺環境の調査結果について報告を行いました。

12月22日には、第3自治会監視委員会を開催し、谷戸沢処分場やその周辺環境の調査結果、二ツ塚処分場への搬入台数等について報告を行いました。

続きまして、二ツ塚処分場に関する事項についてご報告をいたします。

昨年の11月1日の第22自治会対策委員会では、「多摩川衛生組合における有害ごみ焼却

試験に関する報告書」を提出し、説明を行いました。

11月9日には、多摩川衛生組合が焼却試験とは別に有害ごみを不適正処理していた事実が発覚したため、多摩川衛生組合に対して焼却灰の搬入停止を要請し、多摩川衛生組合もこれを受諾いたしました。

その後、多摩川衛生組合から、再発防止に向けた取組と焼却灰の受入れ再開に向けた検討のお願いがあったことを受け、12月3日に日の出町、日の出町議会及び第22自治会対策委員会に対し、多摩川衛生組合からの焼却灰受入れ再開を要請いたしました。その結果、日の出町等の了承が得られたため、12月8日に多摩川衛生組合からの焼却灰受入れを再開いたしました。

12月15日には、日の出町及び日の出町議会に対し、「多摩川衛生組合における廃蛍光管の不適正処理に関する報告書」を提出いたしました。

12月20日には、第22自治会対策委員会を開催し、同報告書の説明を行うとともに、エコセメント化施設を含む二ツ塚処分場やその周辺環境の調査結果、二ツ塚処分場の埋立状況、エコセメント化施設の稼働状況等について報告を行いました。

続きまして、4ページの表は、平成22年9月より23年1月までの各月の二ツ塚処分場の埋立状況とエコセメント化施設の稼働状況について記載をしております。

二ツ塚処分場は、平成9年度より埋立が始まりましたが、平成18年7月から、エコセメント化施設の本格稼働により、可燃ごみの焼却灰は全量エコセメント化しております。よって、現在では不燃ごみのみ埋め立てております。埋立進捗率は、平成22年12月末で44.4%でございます。平成21年度末は44.3%でしたので、増加分は0.1%となります。これは、搬入団体の皆様のごみの分別の徹底、資源化への取組など、ごみ減量への取組の成果と考えております。

埋立作業については、地元立会いのもと、安全かつ適正な作業を進めてまいりますので、組織団体におかれましても、引き続きご理解、ご協力をお願い申し上げます。

エコセメント化施設の稼働状況ですが、順調に稼働しております。

焼却残さの受入量とエコセメントの出荷量については、毎月の欄、下半分に記載のとおりです。

なお、平成23年1月中につきましては、集計中でございます。

続きまして、議案書の5ページの環境関係についてご報告いたします。

平成22年11月17日から24日にかけては、二ツ塚処分場内における秋期の大気中ダイオ

キシソ類調査を実施いたしました。

平成23年1月13日には、22年度上半期の谷戸沢及び二ツ塚処分場、エコセメント化施設の公害防止協定等に基づく水質等調査結果、並びに二ツ塚処分場内の大気中ダイオキシソ類調査に係る第1回及び第2回の結果を公表しております。

調査結果でございますが、両処分場及びエコセメント化施設とも、従来の調査結果と比較し、大きな変化はなく、周辺環境に影響を及ぼしていないことが確認されております。これらにつきましては、既に組合のホームページでも公表しております。

また、2月2日から9日まで、二ツ塚処分場内における冬期分の大気中のダイオキシソ類調査を実施いたしました。

2月15日には、福生市立第五小学校によるポット苗、植樹祭を開催しております。これは、小学生にドングリから育てていただいたポット苗を二ツ塚処分場内の残留緑地に植樹していただくものであり、この緑地をより自然に近い多種混合林に変えていくこととあわせ、自然環境への理解を深める教育の場として提供することを目的とするものでございます。平成19年度から取り組んでおります。

続きまして、裁判関係でございます。

現在、循環組合における係争中の裁判は2件でございます。

1件目は、エコセメント化施設操業差止請求訴訟で、昨年11月15日の進行協議では、裁判官による現地視察が行われ、原告側も13名が参加いたしました。また、12月21日の弁論準備では、本年3月から5月にかけて、原告及び私ども被告側の証人尋問が行われることが決まりました。

もう1件は、一般廃棄物最終処分場建設差止等請求訴訟で、一昨年6月、東京高等裁判所の判決で循環組合が勝訴いたしました。その後、原告側が上告手続を行い、現在、最高裁判所において審理中でございます。

続いて、広報関係その他でございます。

昨年11月6日及び7日に行われました日の出町産業まつりに、エコセメントPRコーナーを設置し、パネル展示、エコセメントを使ったプランターの手づくり教室などを行いました。

以上で経過報告の説明を終わります。

○議長（水野 淳君） 以上をもって報告は終わりました。

なお、質疑でございますが、議会会議規則第45条の規定によりまして、同一議題につい

て1人2回までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

多摩市、小林議員。

○22番（小林 憲一君） ただいまの報告の中で、多摩川衛生組合による有害ごみ不適正処理について報告がありました。それで、昨年10月29日の当議会の第2回、2010年の第2回定例会で、やはりこの問題について報告があつて、私も質疑をしたんですけども、その質疑の中で、この問題について組合執行部のほうが検討するというふうにお答えになったところについて2点だけ、その後の経過を確認したいというふうに思います。

1点目は、管理者、今度の事態は、管理者みずからがルール破りを行ったということなんですけれども、こういう事態を防ぐ仕組みづくり、制度設計が必要ではないかというふうにただしたのに対して、組合のほうは、政治倫理についてのルールづくりは今後の検討課題にさせていただきたいというふうにお答えになっています。具体的に、管理者を含めたルール違反防止の制度設計も、今後の検討課題としたいというふうに答えておりますので、この検討の具体的内容についてまず1点目、お答えいただきたいと思います。

それから、2点目は、再発防止策として、やはり私が有害ごみは持ち込んでいませんという証明書の発行というのを課したらどうかというふうにただしたのに対して、組合のほうは、証明証の発行ということまで考えていないが、常日頃の運転状況や灰の成分分析などは今まで以上に詳細に細かくやっていきたいというふうにお答えになっています。

この具体的な検討内容についてお答えいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（水野 淳君） 総務課長。

○総務課長（諸角 恒男君） ご質問のまず、政治倫理のルールづくりにつきましてお答えさせていただきます。

多くの市や町で制定されていますいわゆる政治倫理条例でございますが、これは全体の奉仕者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないということなどを、住民に対し宣言するものと認識しております。

選挙を通じて住民の負託を受けて職に就いた首長、市長・町長や議員が、このような宣言を行うことと、それに対しまして選挙で選ばれていない特定の業務を共同処理するために設けられた一部事務組合の管理者及び議員に対してもルール化するということとは、同一に論ずることはできないと考えております。

したがって、制度としていくことにつきましては、さらに慎重に検討してまいります。

以上です。

○議長（水野 淳君） 搬入廃棄物適正化担当課長。

○搬入廃棄物適正化担当課長（内田 宏康君） 2点目のご質問に対してでございますけれども、まず、搬入団体におけます有害ごみの処理状況でございますが、各組織団体に対して文書により調査を行いまして、分別収集後に組織団体あるいは搬入団体が民間業者に委託をしてリサイクル処理を行い、有害ごみにつきましては、全団体において適正な処理がされていることを確認しております。

また、一般ごみとその他のごみの処理方法につきましては、昨年11月24日から12月8日にかけて全組織団体及び搬入団体におけるごみ処理の方法や、内容の総点検及び検証を文書による調査によりまして実施をいたしまして、ごみ処理が分別区分ごとに一般廃棄物処理計画どおりに行われているか否か、またごみ処理方法の再確認をいたしまして、各工場の運用マニュアルや業務委託仕様書を再検証してもらいまして、管理のあり方は適正か否か、業務仕様書どおりに行われているかどうかなど、法令上からの視点からも検証をお願いいたしまして、この調査の結果におきましては、全団体が分別区分ごとに収集、運搬、中間処理、最終処分が適正に行われていることを確認いたしました。先般、お配りをさせていただきました報告書に記載のとおりでございます。

なお、今後につきましても、循環組合といたしましては、搬入不適廃棄物の搬入防止やごみの収集、処理に関するチェックの仕組みづくりを求めるなど、ごみ処理に関する指導、助言、連携を強化いたしまして、運転状況の把握を継続的に行い、引き続きまして最終処分場、エコセメント化施設が安全で順調な稼働が行えるよう適正なごみの処理の実施を図ってまいります。

具体的には、全組織団体及び搬入団体に対しましては、立入調査、先ほど管理者からもお話ございましたが、立入調査を予定しているところでございます。まず、年度内に、具体的には今週の金曜日から来月の3月18日までの間に多摩川衛生組合以外のすべての14の清掃工場にも立入調査、訪問を予定しております。

また、灰の成分分析につきましても、立入調査の際に5キロほどの焼却灰の持ち帰りを行いまして、溶出試験を行い、検証をしております。

これらを行うことで、さらなる適正化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（水野 淳君） 多摩市、22番、小林議員。

○22番（小林 憲一君） じゃ、まず1点目の政治倫理条例のほうなんですけれども、今のご答弁で、直接選挙で選ばれている普通地方公共団体の場合と、当組合のような特別地方公共団体とは違うんだということで説明はありましたけれども、私は、広域連合とか一部事務組合とかというのは、便宜的に選ぶところがそれぞれの自治体であったり、あるいはそれぞれの議会であったりするわけで、住民から直接選挙で選ぶというのは本来だと思うんです。ただ、そういうことはなかなかできないので、便宜的にこういうふうになっているわけですから、やはり政治倫理条例についてもしっかりとつくっていくべきだというふうに思います。

それで、今、慎重に今後検討したいというふうにお答えがあったんですけども、やっぱりある程度期限を切って、これ検討していかないと、いつまでもずるずるといくというふうに思いますので、いつごろまでにそういうことを検討して実現をしていくのかと、そういう見通しをぜひお答えいただきたいというふうに思います。

それから、2つ目ですけども、2つ目の再発防止策のほうで、私はやはり有害ごみは搬入していませんという証明書に対してきちっとご報告をして搬入するという仕組みにしたほうが、ある意味で抑止力が働いて、適正にこの搬入が行われるというふうになると思うので、その点はぜひ検討してもらいたいというふうに思います。これ、要望しておきます。

それから、今、平成23年度ですかね。今、22年度とおっしゃったんですけども、23年度ではないかというふうに思うんですけども、立入検査をするというふうにおっしゃ……

[「22年度」と呼ぶ者あり]

○22番（小林 憲一君） 22年度中にやるということ。それで、じゃそのことについてその報告はいつごろ、立入検査の結果の報告はいつなされるのか、そのことについてお答えください。

○議長（水野 淳君） 事務局長。

○事務局長（桜井 政人君） まず、政治倫理条例に関する質問でございますけれども、今回、その管理者がこのようなことを行っただと、前管理ですけども、ことがこの政治倫理条例を作成することによって防げるかということになりますと、そのところは若干疑義があるのかなと。

先ほども説明しましたとおり、政治倫理条例というのは、選挙で選ばれた住民に対して宣言をするということが趣旨でありますので、私どものような一部事務組合において、それをじゃだれに宣言をするのかと。私どもの組合の所管ということになると400万人の多摩地域

の住民ということになるんですけれども、そういったことを宣言すれば、そういったことが防げるのかと考えますと、そこのところは若干違うのかなと考えますので、これについては期限がどうなのかというご質問ありましたけれども、私どもでそういった条例を制定するという考えは、現時点においてははないということでございます。

○議長（水野 淳君） 搬入廃棄物適正化担当課長。

○搬入廃棄物適正化担当課長（内田 宏康君） 再発防止の関係の2回目のご質問に対してお答えを申し上げます。

報告の時期につきましては、先ほども申し上げましたが、調査期間が今週末から3月の半ば過ぎまで実施を予定しております。一部事務組合で運営している清掃工場、それから直営で行っている清掃工場、それから焼却施設のその工場の炉の性質等、いろいろとさまざまでございますので、まず立入調査をいたしまして、聞き取り調査を含め、また施設、現場のほうも見させていただいた中で、それを集約いたしまして、ご報告できる時期、また改めてそれは報告させていただきたいと思いますが、できるだけ早い時期にご報告できるような形で考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（水野 淳君） よろしいですか。

では、次に行きます。

7番、昭島市、友清議員。

○7番（友清 節子君） ちょっと1点だけお聞きしたいんですが、私も不勉強で申し訳ないんですけれども、裁判関係なんですけど、先ほどご説明していただいたんですけれども、なかなかよく詳しい内容がわからないんですね。それで、こういう類の裁判というのは、多分長くかかるのかもしれませんが、それぞれ自治体でさまざまな裁判が行われていたりということがありますし、大変内容によっては短くて、すぐに解決するものもあるでしょうし、和解という形をとる場合も多分たくさんあるかなと思います。この裁判は、係争中がいつまでぐらい、おおむねもわからない状況で、これからも延々で行くんでしょうか。

ということは、少なくともこの裁判がきちんと解決されない限りは、私どもも申し上げてまいりました情報公開条例はできないという、しにくいというご答弁でありました。そういう意味では、もう和解ということすらもそれはもうできない内容なんだということなんですか。あるいは、延々といつまで続くのかなというふうに思うんですが、その辺の見通しも全然立てられない状況ですか。そして、中身ももうちょっと詳しく教えていただけたらと思います。

○議長（水野 淳君） 松村企画調整課長。

○参事兼企画調整課長（松村 一秀君） では、裁判の状況についてお答え申し上げます。

先ほど、事務局長から2件の係争中の裁判のお話がありましたけれども、処分場建設差止等請求訴訟につきましては、平成7年の2月に提訴がございました。その地方裁判所の判決が平成18年の9月ですから、判決まで約12年間かかっております。その後、東京高等裁判所の判決が平成21年の6月にございまして、現在最高裁判所のほうで審理中でございます。

それから、もう1件のエコセメント化施設操業差止請求訴訟でございますけれども、これは東京地方裁判所への提訴が平成15年の4月でございます。先ほど、事務局長のほうからお話がありましたように、これから証人尋問ということがございまして、そういった経過がありますけれども、先ほど申しました処分場建設差止のほうが約12年間かかって地裁判決が出たということのように、裁判の状況については裁判所の審理の状況によって異なりますので、今後いつ出るかということは、まだ見通しは立っておりません。

以上でございます。

○議長（水野 淳君） はい、どうぞ。友清議員。

○7番（友清 節子君） 確かに内容的にかなり難しいといえますか、長い時間を要するのかもしれないけれども、その間は具体的にはいつまでということもわからない状況でこれからも進むとすれば、いつまでたってもそのことが原因として情報公開条例というのは成立しないということになりますと、前回のときもちょっと申し上げましたけれども、400万という人口を抱えるこの処分組合ですから、多くの方たちにとっては大変悲しいといえますか、つくれないということはちょっと私にはどうしても納得できない。そのつくることによって処分組合が不利益をこうむるということも、お答えの中ではあったんですけども、それにしても私にとっては、そしてまた400万都民にとっても決していい状況ではないなというふうに思いますので、ぜひ私は、新年度からでもこれは要望しておきますけれども、制定の方向で動いていただけたらなというふうに強く申し上げて、質問を終わります。

○議長（水野 淳君） 答弁もらいますか。

○7番（友清 節子君） いいです。

○議長（水野 淳君） いいですね。

他にございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水野 淳君） これにて質疑を終了いたします。

以上をもって管理者報告を終わります。

[日程第5]議案第1号 専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

○議長（水野 淳君） 続きまして、日程第5、議案第1号 専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

黒須管理者。

○管理者（黒須 隆一君） ただいま上程されました議案第1号 専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書7ページをお開き願います。

本案は、当組合職員の給与条例につきまして、給料表を改定するとともに期末手当の支給割合及び住居手当、扶養手当の額を改定するものでございます。

この改正は、東京都人事委員会の勧告を受けまして、当組合といたしましても、東京都に準拠し、平成22年12月の支給分から改正することとし、平成22年11月30日に条例改正を行いました。この時期は多くの組織団体において定例会が開催されました。そのため、当組合として臨時議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分により条例改正させていただいたものであり、本議会において、この専決処分についてご承認をお願いするものです。

詳細は、事務局長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（水野 淳君） 引き続き、事務局より内容説明を願います。

事務局長、桜井君。

○事務局長（桜井 政人君） 議案第1号の専決処分に関する給与条例の改正内容についてご説明をいたします。

11ページをお開き願います。

まず、第1条では、改正内容は4点ございます。

初めに、第9条第3項の扶養手当の月額ですが、3人目以降の子等に係る手当額を、1人

目、2人目と同額の6,000円に引き上げるものでございます。

次に、第12条第2項の住居手当の月額につきまして、扶養親族を有する職員に対する加算を廃止し、扶養の有無に関係なく8,500円を支給するものであります。

次に、第25条第2項の期末手当の支給割合につきまして、年間の支給月数を0.2月分減額し、期末勤勉手当の支給割合の合計を年3.95月分とするものでございます。

次に、次ページ以降の給料表の改正でございます。

東京都人事委員会勧告に基づきまして、現在の行政職給料表を平均で1.2%ペースダウンするものでございます。

さらに、15ページをご覧ください。

改正の第2条ですが、平成23年4月以降の期末手当と勤勉手当の支給率を変更し、勤勉手当の割合を引き上げ、国と同程度するものでございます。手当の合計の支給率は3.95月で変わりございません。

最後に、附則ですが、第1項では、施行期日を定めております。第2項においては、平成22年12月の期末手当の支給率を1.480月としております。これは、平成22年4月からの公民較差相当分の調整を行ったもので、0.02月を減額したものでございます。

17ページ及び18ページは、改正条例の新旧対照表でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（水野 淳君） 以上をもって説明は終わりました。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水野 淳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水野 淳君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号 専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（水野 淳君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

[日程第6]議案第2号 東京たま広域資源循環組合組織条例の一部を改正する条例

○議長（水野 淳君） 日程第6、議案第2号 東京たま広域資源循環組合組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

黒須管理者。

○管理者（黒須 隆一君） ただいま上程されました議案第2号 東京たま広域資源循環組合組織条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

それでは、議案書19ページをお開き願います。

昨年の多摩川衛生組合が実施した有害ごみの焼却試験及び不適正処理を受け、本組合として、搬入廃棄物の適正化を図るための対策を早急に行うこととしました。

本案は、この対策の企画立案及び組織団体に対する指導監督強化を行うことを、事業課の所掌事務に追加し、ポストとして搬入廃棄物適正化担当の管理職を設置することにより、地元及び日の出町との信頼関係を回復していくものであります。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（水野 淳君） 引き続き、事務局より内容説明を願います。

事務局長、桜井君。

○事務局長（桜井 政人君） 議案第2号について、改正の内容をご説明させていただきます。

23ページの新旧対照表をご覧ください。

第1条におきまして、企画調整課を廃止し、第2条において企画調整課の担っていた事務のうち（1）事業推進に係る企画調整に関することを廃止し、これは、すべての課において所掌する事務の企画調整を担うことといたします。そして、（2）広報及び広聴に関することと、（3）法務に関することを総務課の分掌といたします。また、事業課の分掌に（5）搬入廃棄物の適正化に関することを加えます。そして、条例上の配置ではありませんが、搬入廃棄物適正化担当参事を置き、この事務と搬入廃棄物適正化に係る組織団体及び搬入団体との連絡調整に関することを担うことといたします。

本案の説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（水野 淳君） 以上をもって説明は終わりました。

質疑はございませんか。

多摩市、22番、小林議員。

○22番（小林 憲一君） この議案書の23ページのこの新旧対照表のところの今説明がありました事業課の所掌項目として第5号ということで、搬入廃棄物の適正化に関するということというのが新たに加わるということなのですが、この中身といいますか、具体的にどういうことを行うのかということをもう少し説明してください。

それから、企画調整課を廃止するという事なんですけれども、その意味がちょっと今よくわからなかったのので、その点についてお答えください。

○議長（水野 淳君） 総務課長。

○総務課長（諸角 恒男君） まず、搬入廃棄物適正化に関する具体的な所掌事務ということでございますが、搬入廃棄物の適正化に関する事務と組織団体及び搬入団体との連絡調整事務が主な仕事でございます。その他、これらを行う上での企画立案及び搬入団体への指導、監視を強化するため、東京都派遣の管理職の参事を配置して所掌とすることとしております。

有害ごみ焼却試験に関する報告書、廃蛍光管の不適正処理に関する報告書にもありますように、多摩川衛生組合に対する当組合としての取組、全組織団体及び搬入団体に対する取組、循環組合が取り組むべき再発防止策、この辺を中心に取組んでいきまして、日の出町の信頼回復に努めていくのが主な所掌事務ということになります。

もう一つ、企画調整課を廃止することの意義ということでございますが、企画調整課は、平成15年4月1日に設置しまして、東京都より参事兼課長、副参事、また組織団体から主査等により組織された課でございます。課の設置から8年を経過いたしました。ごみの減量化が進み、エコセメント化施設も稼働するなど、処分場の延命化が図られております。また、当面、大規模な施設建設の予定もなく、事業の中心が施設の適正な運営管理に移行しつつあります。こういった情勢から、事業推進に係る企画調整に関することという企画調整課の所掌事務に変化が生じてきていることから、循環組合の主な財源は組織団体からの負担金であること、この貴重で限りある財源の中で効果的な職員配置を行うこととなったものでございます。

その他、裁判に関わる事務であります法務、それと広報、広聴に関しましては、総務課に移管をしますが、事務量の増に伴う混乱等はないと判断して、今回の組織改正を提案したと

ころでございます。

以上です。

○議長（水野 淳君） 多摩市、22番、小林議員。

○22番（小林 憲一君） 今、搬入廃棄物の適正化に関することということで、構成市との連絡調整などの説明があったんですけども、先ほど、管理者報告の中で、今回の事態が起きた原因として、構成市に危機感の欠如があるんじゃないかということが指摘をされて、それ再発防止ということで、今年度中に15の工場への立入検査も行うということが言われたんですけども、具体的にやっぱりそういうことをきちっとやっていくということが、恐らくこの搬入廃棄物の適正化に関することの中に含まれていると思うんですが、そのことを具体的にこういうことをやっていくということをしかりと明らかにして、やっぱり400万の住民に対してそのことをしかりとアピールするということが私は必要ではないかと。先ほどの説明では、普通の人が聞いたら何をするとところだかよくわからないというのがどうしても残ると思うので、その点明らかに、具体的にわかりやすく示すということが私は大事ではないかと思うんですが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（水野 淳君） 搬入廃棄物適正化担当課長。

○搬入廃棄物適正化担当課長（内田 宏康君） それでは、再発防止策に対する循環組合としての具体的な今後の対応、組織的には、今提案申し上げている担当参事を4月以降に置くという形に今上程をさせていただいているんですが、現段階においては、1月から私が担当課長ということで、これは組合の内規で担当課長を置くことができるという部分で、今担当させていただきます。

その中で、昨年の多摩川衛生組合の問題以降、循環組合といたしましては、その再発防止に向けて取組を開始しております。その具体的な内容でございますが、まず、多摩川衛生組合に対しての対応につきましては、こちらにつきましては東京都環境局、こちらは都庁本庁のほうで扱っているものでございますけれども、一般廃棄物対策課と連携をいたしまして、多摩川衛生組合が策定をいたしました再発防止策が着実に実施をされ、また改善の効果が得られるよう監視指導を強化していくものとしております。既に多摩川衛生組合に対しましては、昨年より立入調査を実施しているところでございます。また、本年に入りまして、先月、1月25日に調査を実施いたしまして、多摩川衛生組合が再発防止策として作成をいたしました事故等再発防止策、こちらは53項目ございますけれども、その後の改善策実行の検証の聞き取り調査を実施しております。焼却灰の品質につきましては、今後も定期的な調査の

ほか、抜き打ち調査を実施することによりまして、改善効果の維持向上を図ってまいりたいというふうを考えております。

それから、あと全組織団体及び搬入団体に対する今後の取組でございますが、こちらの報告書のほうに取りまとめて、現在取り組んでいるところでございますが、循環組合といたしましては、すべての組織団体、搬入団体に対しまして、適正なごみ処理の実証を一層お願いするとともに、不適搬入廃棄物の搬入防止やごみの収集、処理に関するチェックの仕組みづくりや、ごみ処理に関する指導、助言、連携を強化してまいります。

さらに、最終処分場が日の出町に設置されていることに認識を深め、多摩地域におけるごみ処理の経緯に関する認識等を風化させないよう啓発活動の充実もあわせて行ってまいります。

これら廃棄物の適正な処理を再確認いたしまして、日の出町からの理解と信頼を回復するために全力で取り組むものとしております。このことは、管理者が日の出町、それから町の議会及び地元自治会に対して、誠意を持って対応するとお伝えをいたしまして、我々事務局職員に対しましても、職員一丸となって取り組むよう、全職員が年頭に管理センターで訓示を受けております。

管理者あいさつにもございましたとおり、事務連絡協議会、理事会におきましても、会場を日の出町の二ツ塚最終処分場の管理センターで実施いたしまして、組織団体、理事、職員の皆様に処分場の現状を再確認していただく機会とさせていただいているところでございます。

それから、循環組合が行う取組といたしまして、安全で適正な事業運営を図るとともに、管理運営状況を日の出町及び日の出町議会に対して報告を行うなど、日の出町、日の出町議会及び地元自治会との信頼の回復に向け、誠心誠意事業運営に取り組むものとしております。

具体的には、搬入廃棄物の状態が変化すると考える場合の対応ですとか、それから先ほど申し上げました広報、啓発活動の充実、それから日の出町からのいろいろな各種要望が出ておりますが、それに対して真摯に対応し、改善に向けて努力をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（水野 淳君） 他にございますか、質疑は。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水野 淳君） これにて質疑は終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水野 淳君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号 東京たま広域資源循環組合組織条例の一部を改正する条例を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（水野 淳君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

[日程第7]議案第3号 平成23年度東京たま広域資源循環組合負担金について

[日程第8]議案第4号 平成23年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算

○議長（水野 淳君） 続きまして、日程第7、議案第3号 平成23年度東京たま広域資源循環組合負担金について及び日程第8、議案第4号 平成23年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算については、ともに関連がございますので、一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

黒須管理者。

○管理者（黒須 隆一君） ただいま上程されました議案第3号 平成23年度東京たま広域資源循環組合負担金について及び議案第4号 平成23年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算について、あわせて提案理由をご説明申し上げます。

それでは、議案書25ページをお開き願います。

議案第3号 平成23年度東京たま広域資源循環組合負担金についてのご説明を申し上げます。

27ページをお開き願います。

本案は、平成23年度の組織団体の負担金につきまして、総額93億3,000万円のご負担をお願いするものでございます。これは、前年度、前々年度と同額としております。

次に、議案書31ページの議案第4号 平成23年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算についてのご説明を申し上げます。

33ページをお開き願います。

予算案は、第1条で、歳入歳出予算ともに113億9,420万円としました。前年対比1.7%の減となっております。

第2条では、エコセメント化施設の運営経費の縮減及び平準化を図るため、従来のエコセメント化施設運營業務委託契約に加え、これまで当組合が実施していた施設の修繕を含む包括委託にするために、新たに102億6,200万円の債務負担行為を行います。

第3条では、エコセメント化施設整備事業として、9,900万円の借入を行うこととしております。

第4条で、一時借入金の最高額を10億円とするものでございます。

主な事業は、エコセメント事業費52億円余り、並びに二ツ塚及び谷戸沢処分場費24億円余りなどでございます。

なお、詳細につきましては事務局長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（水野 淳君） 引き続き、事務局より内容説明を願います。

桜井事務局長。

○事務局長（桜井 政人君） それでは、議案書25ページをお開き願います。

議案第3号から順次ご説明を申し上げます。

失礼して着席をして説明をさせていただきます。

初めに、平成23年度東京たま広域資源循環組合負担金についてでございます。

組合規約第15条第2項において、議会の議決を経て定めるとする規定に基づいて提案するものでございます。

27ページをお開き願います。

平成23年度の組織団体負担金の一覧でございます。

さらに、28ページは、各団体の負担金の前年度との比較表でございます。23年度の負担金につきましては、再下段の合計欄、93億3,000万円となっており、前年度と同額でございます。

29ページは、負担金の内訳と算出方法が記載されております。負担金は管理費と事業費から構成されておまして、記載された方法に基づき算出をしております。

なお、平成23年度の負担金には、第2次及び第3次廃棄物減容化計画の精算額が盛り込まれております。

負担金につきましては、組織団体の厳しい財政状況にかんがみ、当組合といたしましても、歳出において一層その抑制に努めているところでございます。

議案第3号関係は以上でございます。

引き続きまして、議案第4号について説明を申し上げます。

31ページをお開き願います。

平成23年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算についてご説明を申し上げます。

予算の骨子は、前年度に引き続きまして、二ツ塚と谷戸沢の処分場の安全かつ適正な維持管理を引き続き実施するとともに、エコセメント事業を推進する予算となっております。

33ページをお開き願います。

予算案は、第1条では、歳入歳出予算ともに113億9,420万5,000円とし、34ページ、35ページの第1表で、款及び項の区分と金額を定めております。

33ページにお戻りいただきまして、第2条では、エコセメント化施設の運営経費の縮減及び平準化を図るため、従来のエコセメント化施設運營業務委託契約に加え、これまで当組合が実施していた施設の修繕を含む包括委託にするため、新たに102億6,200万円の債務負担行為を行います。

36ページの第2表は、その事項、期間、限度額を定めております。

また33ページに戻りまして、第3条では、エコセメント化施設整備事業として、東京都区市町村振興基金貸付金により、9,900万円の借入を行うこととし、36ページ、第3表は、その地方債の目的、限度額、利率等を定めております。

再三申し訳ございませんが、33ページに戻りまして、第4条では、一時借入金の最高額を10億円とするものでございます。

それでは、予算案の内容につきまして、別冊でお配りをしております平成23年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算及び同説明書により、説明をさせていただきます。

7ページをお開き願います。

ここでは、予算の事項別明細書の総括表として歳入を掲載してございます。

次ページ、8ページと9ページは歳出でございます。

歳入歳出予算額につきましては、それぞれ前年度との当初予算比で1億9,667万5,000円、1.7%の減となっております。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。

初めに、歳入の内容についてご説明を申し上げます。

第1款 分担金及び負担金では、各団体からの分賦金といたしまして、先ほどご説明したとおり、合計93億3,000万円でございます。

第2款 都支出金では、都補助金といたしまして二ツ塚処分場地内の残存緑地の林相転換を実施するに当たり、「色彩豊かな森事業」という名称の東京都補助金159万8,000円を活用するものでございます。

第3款 財産収入は、1,150万5,000円を計上しております。

第1項 財産運用収入の内訳ですが、谷戸沢処分場隣接地を斎場組合などに貸し付けている土地の賃料としての財産貸付収入と、利子及び配当金として基金の普通預金利子及び国債等による利子収入でございます。

続いて12ページ、13ページをお開き願います。

第4款 繰入金は、基金繰入金として10億2,750万6,000円を計上しております。

第1目 組合債償還基金繰入金2億5,000万円は、公債費の償還に充てるものでございます。

第2目 最終処分場等施設整備基金繰入金4億5,000万円は、エコセメント化施設の修繕に充てるものでございます。

第3目 財政調整基金繰入金3億2,750万6,000円は、財源の不足分を補うものとして計上しております。

なお、基金残高につきましては、22年度末では合計で約17億円を見込んでおり、23年度末には約7億円という見込みであります。

続いて、第5款 繰越金は、前年度と同額の1億5,000万円を計上いたしました。

第6款 諸収入、第1項 組合預金利子は164万2,000円を計上しております。

14ページ、15ページをお開き願います。

第2項 雑入でございます。これは、谷戸沢・二ツ塚両処分場の維持管理業者が使用する光熱水費等の公共料金のほか、エコセメント化施設運営業務の受注者が使用する電気料や上下水道料を、総計予算主義に基づき、歳出見込額と同額を受注者からの歳入として計上いたしました。

また、製造されるエコセメントの売上収入などを含め、雑入は7億7,295万4,000円を計上いたしました。

第7款 組合債は、地方債としてエコセメント化施設の乾燥灰受入口増設工事を行うことを目的として、限度額9,900万円を起債するものでございます。

歳入は以上でございます。

続いて、16ページ、17ページをお開き願います。

歳出予算についてご説明をいたします。

なお、予算書の右ページの説明欄中、委託料と工事請負費につきましては、個別の予算額等の掲載は省略し、全件一覧につきまして、別紙ホチキスどめの資料をお配りさせていただいております。あわせてご覧いただきたいと思っております。

まず、第1款 議会費でございます。

議員報酬を初め、議会の諸活動に要する経費として1,253万2,000円を計上しております。前年度に比べ、363万9,000円の増額となっておりますが、これは隔年で実施しております行政視察経費を計上したことによるものでございます。

次に、第2款 総務費ですが、8ページに戻ってご覧をいただきたいのですが、本年度予算額が1億5,415万2,000円でございます。前年度に比べまして1,595万9,000円の増額となっております。これは、給与改定に伴う給料、期末勤勉手当などの引き下げによる減、並びに電算システムネットワーク監視業務委託料が減額となるものの、組織改正に伴い職員2名分の人件費を衛生費から移したこと、行政視察の実施に伴い事務連絡協議会負担金が増額となることによるものでございます。

16ページ、17ページをお開きください。

第1項 総務管理費は、理事の報酬や事務局長、総務課職員の人件費、18ページから21ページにかけて、弁護士委託料、その他事務的経費などがございます。

20ページ、21ページの第2項 監査委員費は、監査委員報酬を初め、監査委員の活動に要する諸経費となっております。現在、監査委員は2名でございまして、代表監査委員として八王子市常勤監査委員の村山氏、並びに議会選出監査委員として調布市の小林議員にお願いをしているところでございます。

続きまして、第3款 衛生費でございます。

先ほどと同様に、8ページをご覧いただきたいと存じます。

衛生費といたしまして、79億8,459万1,000円を計上しております。この額は、9ページの一番右の列に記載のとおり、予算総額の70%を占めております。前年度対比では、約1億5,258万円の減となっております。

それでは、22ページ、23ページをお開き願います。

第1項 清掃費のうち、第1目 清掃総務費は、事務局長総務課職員以外の職員の人件費、

組合広報紙作成業務委託、その他、事務諸費用などの経費として、2億5,653万6,000円を計上しております。前年度対比では2,690万5,000円の減額でございます。

減額の主な理由ですが、組織改正に伴い職員2名の人件費を総務課に計上したこと、並びに給与改定に伴う給料、期末勤勉手当などの引き下げによるものでございます。

また、第13節の委託料では、第4次廃棄物減容(量)化基本計画の策定、並びに見学者用ビデオ作成業務の終了に伴い減額となる一方で、組合広報紙を現行の年2回から、新たに臨時号を発行するという事で、処分場やエコセメント化事業のPRを強化してまいります。

その他、各費目の予算額は、前年度とほぼ同様の内容でございます。

次に、24ページ、25ページをご覧ください。

第2目 ニツ塚処分場費でございます。19億4,998万5,000円を計上しております。前年度と比較して4,240万5,000円の増額でございます。

項目別に申し上げますと、まず、第11節の需用費では、電気料及び上下水道料を精査し、経費の節減を図りまして、730万円の減となりました。

第13節の委託料では、土堰堤等築造委託で1,130万円を計上いたしました。これは、23年度の不燃物の搬入場所が、埋立エリア内のガス抜き管、集排水管など、付帯構造物が密集するところに到達するため、工種の増を見込むものでございます。また、新たに処分場の保有水や保有ガスの計測を行うためのマンホール内のモルタルのはがれや階段の老朽化が顕著なことから、24年度に整備するための設計委託730万円を計上いたしました。

委託料全体では880万円余りの増額となり、5億6,153万3,000円を計上しております。

26ページ、27ページをご覧ください。

第15節 工事請負費では、9,800万円を計上しております。内容は、浸出水処理施設処理槽の老朽対応による防食塗装工事で5,200万円を、またエコセメント施設からの排水やニツ塚処分場で処理した浸出水を排水するため、当組合が敷設した秋川街道下水道管の管渠補強工事を実施するために4,600万円を計上しております。

続いて、第19節の負担金、補助及び交付金は11億2,000万円の計上で、前年度同額でございます。

これは、日の出町への地域振興事業負担金として11億円、また秋川流域の振興を図るため、あきる野市などの3市町村で構成する秋川流域開発振興協議会に対する負担金として2,000万円を計上しております。

次に、第3目 谷戸沢処分場費でございます。

予算額は5億2,536万9,000円で、前年度対比2,429万円4,000円の増となっております。

項目別に申し上げますと、まず、11節の需用費では、電気料及び上下水道料を精査し、経費の節減を図りまして、250万円の減となりました。

第13節の委託料では、前年度比730万円余りの増となり、2億9,443万2,000円を計上しております。

増額の主な理由でございますが、オオムラサキ放蝶事業に600万円を計上しております。これは、昨年7月、谷戸沢処分場におきまして、オオムラサキが初めて観察されたことを受けまして、谷戸沢処分場の自然復活のシンボルとして位置づけ、地元住民を対象とする放蝶会を実施するものでございます。

また、公害防止協定に基づく生活環境モニタリング調査委託につきまして、実績に応じて500万円を増額するものでございます。

その他、減額の要因につきましては、環境調査関係で、事業内容の精査により減額をするものでございます。

28ページ、29ページをご覧くださいまして、上段の第15節の工事請負費ですが、5,650万円を計上しております。前年度が3,970万円でしたので、差し引き1,680万円の増となります。

工事内容につきましては、先ほどの二ツ塚と同様に、浸出水処理施設の防食塗装工事を行うものでございます。

次に、第4目 エコセメント事業費でございます。

エコセメント事業費は、52億5,270万1,000円で、前年度に比べ1億9,237万4,000円の減額となっております。

主な減額理由でございますが、項目別で主な内容を申し上げますと、まず、第11節の需用費が6億9,860万5,000円で、前年度対比9億2,477万4,000円の減額となっております。これは、電気料で1億4,832万円余りの減、また施設の修繕を、運営委託に含む契約変更を行うため、修繕料の大半を委託料に計上したことにより、修繕料が7億7,600万円余りの減額となるものでございます。

第13節の委託料では、43億3,661万9,000円を計上し、前年度と比較しますと5億2,535万1,000円の増となっております。これは、先ほどのご説明のとおり、エコセメント化施設運営業務委託において、施設修繕を含む委託の包括化に伴い、施設運営業務委託が42億6,956万9,000円となり、前年度対比5億1,146万9,000円の増額となるものでございます。

また、本件委託の変更に伴い、監視業務をより強化するため、施設運營業務モニタリング支援業務委託を700万円増額するものでございます。その他、東京都環境確保条例に基づき、エコセメント化施設のCO₂削減義務履行事業を行うための性能検証業務や工事設計を行います。

なお、エコセメント化施設の運営に大きな影響を及ぼす原油価格の動向でございますが、21年度以降は比較的安定して推移しておりまして、原油単価につきましては、前年度とほぼ同額で算出をしております。

第15節の工事請負費でございますが、エコセメント化施設の温室効果ガス削減対策工事といたしまして、インバータ制御装置新設工事、クリンカクーラー排熱利用ダクト工事で1億80万円を計上しております。

また、第4次廃棄物減容(量)化基本計画対応事業として乾燥灰受入口増設工事を実施するため、1億1,100万円を計上しております。

第19節 負担金、補助及び交付金は、青梅市が実施するエコセメント化施設の環境調査に対する負担金として50万円を計上しております。

衛生費は以上でございます。

次に、30ページ、31ページをお開き願います。

第4款 公債費は、谷戸沢処分場、二ツ塚処分場及びエコセメント化施設の建設工事に係る政府債及びエコセメント化施設等に係る東京都の区市町村振興基金の償還金で、元金及び利子の合計で32億1,966万6,000円を計上しており、前年度に対し6,152万1,000円の減額となっております。

減額の理由としては、二ツ塚処分場建設に係る平成8年の起債の償還が終了したことによるものでございます。

続いて、第5款 諸支出金は、第1項 基金費といたしまして、各基金の利子の積立金の合計で326万4,000円を計上しております。前年度に対し、217万2,000円の減額で計上しておりますが、これは基金繰入に伴う残高の減少によるもの、また、資金運用の利回りが、近年の経済の低迷によりまして低くなっていることから減額となったものでございます。

新年度におきましても、資金の運用管理に当たっては、公共債により安全を重視した、かつ効果的な活用を図ってまいります。

次に、32ページ、33ページをお開き願います。

第6款 予備費ですが、前年度同額の2,000万円を計上いたしました。

以上が歳出の主なものでございます。

なお、34ページから40ページまでは給与費の明細書、42ページ、43ページは債務負担行為に関する調書、組合債の現在高等に関する調書、44ページ、45ページには歳入歳出経費別内訳を記載しております。後ほどご覧願います。

議案の説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（水野 淳君） 以上をもって説明は終わりました。

議案第3号、第4号について一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

多摩市、22番、小林議員。

○22番（小林 憲一君） それでは、一般会計予算案について質疑をいたします。

歳入について1点、それから歳出について2点伺いたいと思います。

まず、歳入のほうは、この別冊の予算書の10ページから11ページですけれども、都支出金の中の都の補助金ですが、現状では、ここに書いてありますように、先ほど説明もありましたように、色彩豊かな森事業にかかわる補助金というものしかないんですけれども、具体的にこのもっと抜本的に当組合に対する東京都の支出金といいますか、負担金を今後求めていく考えはないのかということ伺いたいと思います。

それから、歳出のほうは、1点目は、この予算書の28ページから29ページ、エコセメント化事業の施設運営業務委託料なんですけれども、事務事業監査報告書では、例えば「運営業務についてさまざまな視点からモニタリングを行うことが不可欠」だとか、あるいは「経費節減のためのあらゆる方策を検討すべき」というような指摘があるわけなんですけれども、これらに基づいて来年度具体化する、あるいは検討していこうというふうに考えていることがあれば、お答えいただきたいと思います。

それから、歳出の2点目は、予算書の30ページから31ページ、公債費についてです。

この公債費について、元金と利子の償還計画の公開について、私は一昨年と昨年の決算議会、2回にわたってこれを行うようにというふうに求めましたけれども、組合のほうは、構成市が公開していないからという答弁で、必要ないという答弁が続いているわけなんですけれども、これは納得ができません。それは、公開をしないことの理由にはならないのではないかとこのように思うんです。ほかの団体がどうこうではなくて、この組合が償還計画について公開しない、あるいは公開できないという理由についてもう一度お答えいただきたいと思っております。

○議長（水野 淳君） 総務課長。

○総務課長（諸角 恒男君） 私のほうから、第1点目の都補助金についてご質問がありましたので、答えさせていただきます。

色彩豊かな森事業に係る補助金だけしか載っていないということで、抜本的な東京都の補助金の負担額の増額を求めていく考え方はというご質問だったと思います。

エコセメント化施設や処分場の建設に当たりましては、当組合は東京都や国の補助金を積極的に活用してまいりましたが、現在、当組合の行っている施設の維持管理に対応する東京都の補助制度はございません。

ご質問にありました色彩豊かな森事業など、個別の事業に対する補助につきましては、補助制度を勉強しまして、本組合における事業が該当する場合には、その都度要望してまいります。

以上です。

○議長（水野 淳君） エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（保泉 正雄君） それでは、2点目のエコセメント化事業の経費削減についての質問にお答えいたします。

現在、エコセメント化施設の管理については、現状では年4回実施しております定期修繕、これを循環組合がみずから発注し、管理監督を行う直営での業務を行っております。今回、この予算案として提案しています運營業務の見直しですが、この修繕を20年間の運營業務委託を行っているエコセメント事業に包括的に委託をするものです。これによりまして、毎年の修繕費の平準化を図りまして、監督業務等の事務的な経費も削減されることから、毎年約5,000万円弱の経費削減、今後15年間の長期で見れば、7億円程度の経費削減が期待できるものとなっております。

以上でございます。

○議長（水野 淳君） 土岐事業課長。

○参事兼事業課長（土岐 道夫君） それでは、私のほうから3点目のご質問についてお答えしたいと思います。

まず、公債費をこれからどれだけ償還していかなければならないのかということにつきましては、前回の議会でもご説明しましたとおり、決算時に作成する主要事務事業報告書の中で、公債費の残高を記載し、報告を行っております。

それで、ご指摘のあった公債費の償還計画につきましては、当組合としては、これまで借

り入れた分だけでなく、将来借り入れる分も含めてお示しする必要があると考えているところでございますが、現時点では将来の修繕費に充当する借入額が明確になっていないということで、公開するのは困難であると考えております。

なお、これまでも請求があれば、現時点における公債費の償還計画をお出ししておりますが、より適正な公開の仕方について考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（水野 淳君） 多摩市、22番、小林議員。

○22番（小林 憲一君） まず、東京都の補助金なんですけれども、今後維持管理についてもやっぱり積極的に要望していきたいという答弁が今ありましたけれども……

[「そんなこと答えていない」と呼ぶ者あり]

○22番（小林 憲一君） いや、じゃその点、もう一度お答えいただきたいと思いますが、多摩地域400万人の住民が住んでいて、その中の相当多くの方が都心に働きに行き、その企業で働いて、そこで価値を生み出して、そのことが東京都への法人税とか法人事業税という形で入っているわけで、それをしっかりと多摩地域に還元をしていくということが、私は必要ではないかというふうに思うので、その点についてぜひ補助金を増額すると、新しい負担を東京都にしてもらおうということをぜひ考えてもらいたいと思います。

23区のごみについては、東京湾中央防波堤外側埋立処分場というところに、そこが最終処分場になっているわけなんですけれども、そこと東京都の関係がどういうふうになっているのかというのは私は今わかりませんが、やっぱり多摩地域のごみの最終処分についても、東京都が一定の負担をするというのは私は当然のことだと思うので、それはぜひ求めていただきたいというふうに思います。

それから、2つ目のエコセメント化事業ということで、定期修繕について委託化をしていくということで、約7億円の額を減らしていくということで、努力はされているということで、これは大いに進めてもらいたいと思うんですけれども、このエコセメント化事業についてそこにかかる費用を減らしていく、やっぱり最大のことはエコセメント化をしなくてもいいようにごみを減らしていくということが最大の、私は減額をしていく要因になるというふうに思うので、そのためには構成市がごみの減量を図っていくということをしない限り、それはできないわけで、その点について私も何度も申し上げましたけれども、公債費の償還計画、つまりこれだけエコセメント化事業については金がかかっているということをやっぱり400万人の全住民にしっかりと知らせていくと、そういうメッセージを出していくというこ

とが私は重要ではないかというふうに思うんですね。

先ほど、答弁では、昨年の答弁では、構成市が公開していないからする必要はないという答弁だったんですけれども、今の答弁をお聞きしますと、公開するのは困難だと。これからの借入の予定もあるので、困難だというまた答弁が、理由が変わったんですけれども、そういうふうにくらこる変わるのではなくて、しっかりと私は公開できない理由というのはないんじゃないかというふうに思うんです。そのことを積極的に公開していくことで、住民とともに、やっぱりエコセメント化事業についていかにかかるお金を減らしていくのかということと住民とともに考えていくという姿勢が、私は必要なんじゃないかと思うので、その点も踏まえてもう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（水野 淳君） 総務課長。

○総務課長（諸角 恒男君） 都の補助金についてでございますが、施設の維持管理に関する補助金というのは、東京都自体が持っていない制度でございます。これは一般的に維持管理は今現在の税で賄うものだというふうに考えておりますし、こういう制度となっているところでございます。

それで、先ほど東京都からの援助の件につきまして、一言つけ加えておきたいことですが、現在職員が正規職員で24名おります。そのうち11名が東京都からの派遣でございます。このように、本組合の施設の維持管理、運営につきましては、東京都から多大な支援をいただいているものでございます。これをつけ加えさせていただきます。

以上です。

○議長（水野 淳君） 事務局長。

○事務局長（桜井 政人君） 東京都の資金の負担ということですが、東京都23区内は東京都が埋立処理をして、当然ながら東京都がすべてのお金の負担をしているということでありまして、今、議員のほうからは、多摩地域の処分場についても東京都が負担をすべきだというご意見をいただきましたけれども、私どもは、決してそういうことを想定しているわけじゃなくて、ごみの処理というのは基本的にはそのごみが発生した地域内で負担をします。それはお金の面も含めて負担をすることですので、私どもとしては、各組織団体からの負担金というものを、これを大切に使いながら処分をしていくということが基本と考えております。

それから、エコセメント化施設のお金がかかっているということですが、そうしたエコセメント化施設に要する経費につきましては、今回の予算、それから決算につきまして

も、「たまエコニュース」など、その他さまざまな媒体を使ってこれだけエコセメントにお金がかかっていると、そういったことを既にいろいろな機会をとらえて住民の方々に広報、PRをしているところでありまして、その一つとして、先ほど言いましたとおり、公債費の計画を公開すべきだということをございますけれども、今現在ある公債費の償還につきましては、ご請求に応じてこれまでもお示ししてきたと。それに対して、本来基本的に償還計画というものは、これは現在あるものがそのままいくのではなくて、将来借入もあるわけですから、それもきちんと含めて計画を立てなきゃいけないというものが、これは私ども、財政をあずかる者としての基本的な考え方ですけれども、そういったものは、これはなかなか今の時点では出せないんですけれども、現在あるものだけをお示ししろということであれば、これまでもお示ししているということをございます。

○議長（水野 淳君） 他にございますか。

20番、東久留米市、桜木議員。

○20番（桜木 善生君） 時間もあれですから、ちょっと簡潔に1つだけお伺いしたいと思うんですが、議案の3号の関係で、以前も私発言したことがあるんですが、28ページと27ページを見ていきますと、私ども市議会はきょうの議会の報告を3月1日の本会議で発言、報告するんですけれども、大変厳しい質問が議員同士来るんですよ。私は、報告する側ですからちょっとその意味で質問したいんですが、武蔵野が13万5,000人の人口で4億500万。悪いというんじゃないですよ。三鷹が17万で2億9,100万の負担金なんですよ。八王子は別格ですわね。

何が言いたいかといいますと、東久留米が4億33万、類団の昭島さんが2億7,900万。後ろのページを見ていただきますと、ちょっと立ったついでに清瀬の話をしますと、清瀬も2億400万というぐらいなんです。後ろのページを見ますと、単純な話、三角のところは前年度比マイナスなんですよ。93億3,000万というのは、頭は決まっているわけですよ、負担金はね。その上で聞くんですが、東久留米の894万5,000円というのは何が原因で押し上げてあるのかと、前年度比プラスになっているのか。何が原因かと、簡潔に結構ですから。

それから、この表の見方は、三角というのは減量減容でそれぞれ努力をされたから三角、前年度比マイナスになっているのかというふうに表を見ていいのかどうか、この右の次の29ページに……

[「書いてありますね」と呼ぶ者あり]

○20番（桜木 善生君） 書いてありますよね。書いてありますけれども、一般的には前年

度比持ち込んだ焼却残さの影響、過去のペナルティーというふうに私も認識していますけれども、よその市のことはあまり言っちゃいけませんから言いませんが、東久留米の894万5,000円というのは、何が原因でこんな上ったんですかねと、これだけです。

○議長（水野 淳君） 土岐事業課長。

○参事兼事業課長（土岐 道夫君） それでは、今のご質問について答えさせていただきます。

当組合としては、昨年の夏に第4次廃棄物減容(量)化基本計画をつくりまして、これまでも3次にわたってそうした減容(量)化計画をつくって、各組織団体さんに減量(量)化の取組を促してきているという中で、焼却残さ、不燃物につきましては、毎年減少傾向が続いております。

そうした中で、各組織団体さん、それぞれに頑張っているという中で、東久留米市さんも焼却残さにつきましては、前年度と比較して減ってはいるんですね。減ってはいるんですけれども、その減った程度というのがほかの組織団体さんと比べてちょっと努力が足りなかったのかなというところで、先ほどおっしゃられましたように、93.3億円という負担金の総額は変わらないという中で、焼却残さについても頑張っているというんですけれども、結果として、ほかの組織団体さんとの減容(量)の程度というんですか、その比較によって、形としては負担金が幾らか増えてしまったということでございます。

説明は以上でございます。

○議長（水野 淳君） 東久留米市、20番、桜木議員。

○20番（桜木 善生君） 私、地元の議員なのですが、答弁になっていないとかみつくんですがね、ここが2回目だということですから、これでやめますが、今のはちょっと論理矛盾があります。論理矛盾があります。きょうの議事録を一回精査されて、また聞きますから整理してご答弁いただければと思います。

私が聞いているのは、なぜうちは894万5,000円上っちゃったのと、単純な話です。これが原因だというふうに答えていただければ結構なんですよ。

○議長（水野 淳君） 答弁、よろしいですか。

他にございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水野 淳君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑は終了します。

これより議案第3号、第4号について一括して討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水野 淳君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

18番、関田正民議員。

○18番（関田 正民議員） 座って討論させていただきます。

18番、東大和市の関田でございます。

議案第3号及び第4号について、賛成の立場から討論を行います。

平成23年度の歳入歳出予算案は、113億9,420万5,000円と、前年度対比で1.7%の減額予算となっております。エコセメント事業費や公債費の減少などにより、歳出予算は前年度より約2億円近くの削減としております。

二ツ塚処分場の管理運営経費につきましては、埋立処分する量は減少傾向にありますが、場内施設の適正な維持管理を目的とした防食塗装工事など、必要な経費であると考えます。

谷戸沢処分場につきましては、維持管理経費に加え、処分場の自然復活のシンボルとして、オオムラサキを前面に出したPRを行うなど、処分場のイメージ転換が認められるものとなっております。

エコセメント事業については、予算のほぼ半分を占めるほど高額ではありますが、順調に稼働しているということでもあります。また、エコセメント化施設の運営委託が、修繕を含めた性能発注による包括的委託契約に変更されるということで、経費の縮減と平準化が図られるとのごとでございます。循環組合の経営基盤の強化、さらには安定したエコセメント化施設の運営、稼働が行えるものと考えます。

また、エコセメントにつきましては、公共工事等での使用促進や利用拡大を推進することで、処分場の延命化に、そして多摩地域のリサイクルに大きく寄与しているものと理解をいたしました。

一方、循環組合の主な財源は、組織団体からの負担金であります。多摩400万人のごみ最終処分、資源循環を担う大変重要な事業であり、本予算案には賛成いたしますが、組織団体の財政は引き続き大変厳しい状況にあります。このことを踏まえ、予算の執行に当たってはより一層の効率的な運用に努めていただきたいと思いますと考えております。

最後になりますが、当時大変なご苦勞をされて谷戸沢、そして二ツ塚の両処分場を受け入れていただいた日の出町の地元の皆様に感謝を申し上げるとともに、当組合の議員といたし

ましても、当時の感謝の念を次の世代に閉ざすことなく、つないでまいりたいと考えております。

管理者を初め、事務局職員が一丸となって事業の遂行に当たられることを期待して賛成討論といたします。

○議長（水野 淳君） ほかに討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水野 淳君） これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

質疑・討論は一括して審議いたしましたが、議案の採決につきましては、それぞれ個別に行うことといたします。

まず、議案第3号 平成23年度東京たま広域資源循環組合負担金についてを、挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（水野 淳君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号 平成23年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（水野 淳君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩といたします。

ただいまからブロック代表者会議を開催いたしますので、第8会議室にお集まり願います。

再開は15時20分からといたします。

午後2時56分休憩

午後3時20分開会

○議長（水野 淳君） 大変お待たせいたしました。会議を再開いたします。

ただいま国立市石塚議員外23名より議案が提出されました。

直ちにブロック代表者会議を開催し、議員提出議案の要件等を確認した結果、様式、人数ともそろっておりますことから、これを議題とすることといたします。

お手元に追加日程をお配りいたします。

[追加日程配付]

[追加日程第1] 議員提出議案第1号 東京たま広域資源循環組合議会傍聴規則の一部を改正する規則

○議長（水野 淳君） それでは、追加日程第1、議員提出議案第1号 東京たま広域資源循環組合議会傍聴規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本件は議員提出議案であります。

提出者より提案理由の説明を求めます。

提出議員、石塚陽一君。

○15番（石塚陽一君） 国立の石塚でございます。

では、定例会の追加議案の提案説明をさせていただきます。

表題は、東京たま広域資源循環組合議会傍聴規則の一部を改正する規則でございます。

議員提出議案 東京たま広域資源循環組合議会傍聴規則の一部を改正する規則の内容につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、昨年11月29日に日の出町議会より、有害ごみ焼却問題にかかわる決議が当組合に提出されてきて、この中で、当組合議会における日の出町住民の傍聴ができるようご要望をいただきました。私ども、循環組合の議員といたしましても、これに応える形で日の出町の住民に対して、組合の議事運営を広く公開する必要があると考え、提案するものであります。

改正の内容ですが、議会傍聴規則第2条第1項で、会議の傍聴に関する規定がございますが、当組合の組織団体であります25市1町の住民に加え、処分場が設置されている日の出町の住民も傍聴できるように改めるものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日を予定いたしております。

説明は以上でございますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（水野 淳君） 以上をもって説明は終わりました。

本提出議案につきましては、全員でございますので、質疑・討論はなしといたします。

これより議員提出議案第1号 東京たま広域資源循環組合議会傍聴規則の一部を改正する規則を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（水野 淳君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で議案の審議は終了いたしました。

その他といたしまして、事務局から発言の申出があるようですのでお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（諸角 恒男君） 連絡事項を申し上げます。

事務事業監査報告についてでございます。

先日配付させていただきました資料の中に、事務事業監査報告書がございます。これは、昨年9月から12月にかけて、当組合、エコセメント化事業の事務事業監査を行ったものの報告書でございます。監査結果等が記載されております。改めてご確認をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（水野 淳君） 以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成23年第1回東京たま広域資源循環組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後3時25分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東京たま広域資源循環組合議会

議 長 水 野 淳

第9番議員 お く 栄 一

第19番議員 渋 谷 のぶゆき